

○総務省令第十一号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の七第一項第三号の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十八日

総務大臣 石田 真敏

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(閉鎖型スプリンクラーヘッド)</p> <p>第五条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で種別が一種のものとする。</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのと きとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第百五十六号)第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>四 略</p>	<p>(閉鎖型スプリンクラーヘッド)</p> <p>第五条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内のものとする。</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。